

第 2 3 期
第 3 7 回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和 8 年 6 月 2 5 日 (木) 午後 3 時 0 0 分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2 階 大会議室

出席委員 (1 0 名)

1. 小口 修	2. 菅原 政敏	3. 小林喜久雄
4. 衣袋 則子	5. 欠 席	6. 小松 晴治
7. 児玉 匡樹	8. 新野 清	9. 樋口金一郎
10. 村上 浩康	11. 小林 孝次	

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	大滝 敏広
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3 報告第 7 4 号	非農地証明について
日程第 4 報告第 7 5 号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第 5 議案第 1 6 5 号	農地法第 3 条の規定による許可について
日程第 6 議案第 1 6 6 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 7 議案第 1 6 7 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取 (貸借権の設定) について
日程第 8 議案第 1 6 8 号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名 について
日程第 9 議案第 1 6 9 号	地籍調査における登記簿上の地目が農地である土 地の地目変更について

議 長 （会長 小林 孝次）

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第37回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。高橋委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、2番 菅原政敏委員 9番 樋口金一郎委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第74号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第74号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申 請 人 ○○○○○○○○○○○○○○

○○ ○○

登記名義人 ○○○○○○○○○○○○○○

○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

登 記 地 目 畑

地 積 6.59㎡

現 況 地 目 雑種地 他2筆

非農地となった時期・事由 従前より○○○に在住していたが、平成13年に父親が死亡し畑を小作することが不可能になった。また、○○○○番は以前あった住宅へ進入路として使用していたもの。以上のことから農地性がなくなった。

調査年月日 令和8年6月17日

専決年月日 令和8年6月19日

以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8番 新野清委員よりお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

6月17日、わたくしと、小林喜久雄副部会長、児玉匡樹委員、事務局の大滝補佐で現地調査を行いました。

申請地は、所有者の父が死去して20年以上耕作されておらず、また住宅への進入路としてさらにそれ以前から使用しており、今後も農地としての活用は見込めず、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第3 報告第75号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第75号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

賃貸人 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇

地 目 畑

地 積 3860㎡

契約期間 令和5年5月28日～令和15年11月30日

解約日 令和8年5月20日

解約の事由 相手方の要望

他3件

報告は、以上でございます。

議長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること

に決しました。

日程第5 議案第165号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がございますので、2回に分けて審議いたします。

初めに1番案件について審議いたします。

白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、7番 児玉匡樹委員の退室を求めます。

(児玉匡樹委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第165号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	45㎡ 他6筆
契約の種類等		所有権の移転(売買)
対価(10a当り)		総額〇〇〇〇円(宅地含み)
		報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、3番 小林喜久雄委員よりお願いいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 8 日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、本人所有ではないものの借用して行うとのこと。

労働力の確保状況につきましては、本人です。

技術は、本人 5 0 年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1 番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって 1 番案件について許可することに決しました。

ここで、7 番 小林匡樹委員の入室を求めます。

(小林匡樹委員 入室)

続いて 2 番案件から 9 番案件について審議いたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 1 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可について」

番号 2

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 1 3 3 m²
契約の種類等 所有権の移転（贈与）
他 7 件
報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。2 番案件から 5 番案件までについて、3 番 小林 喜久雄委員よりお願いいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 初めに 2 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 8 日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、草刈り機 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人です。

技術は、本人 2 8 年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて 3 番案件から 5 番案件については譲受人が同じため一括して調査のご報告をいたします。

6 月 2 0 日、わたくしと、樋口金一郎委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機 1 台、トラクター 1 台、草刈り機 1 台、車両 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と妻です。

技術は、本人・妻に 5 年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

6 番案件について、6 番 小松晴治委員よりお願いいたします。

小松晴治委員 議長。

議 長 小松委員。

小松晴治委員 6 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 8 日、わたくしと、小口修委員の 2 名で調査を行いました。
機械の所有状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター 1 台、車両 1 台を
所有しています。
労働力の確保状況につきましては、本人と妻です。
技術は、本人 5 0 年、妻 4 5 年の経験があり、問題ないと思われます。
遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

7 番案件について、1 番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 7 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 5 日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の 2 名で調査
を行いました。
機械の所有状況につきましては、耕運機 1 台、車両 1 台を所有しています。
労働力の確保状況につきましては、本人と妻です。
技術は、本人 3 0 年、妻 2 5 年の経験があり、問題ないと思われます。
遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

8 番案件及び 9 番案件については、5 番 高橋清吉委員が担当ですが、本日欠席のため代わりに事務局よりお願いいたします。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 8 番 9 番案件につきまして高橋委員より提出いただいた調査のご報告書を代読いたします。

初めに 8 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 7 日、高橋清吉委員と、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機 1 台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と夫とのことです。

技術は、本人、夫ともに 2 0 年の経験があり、問題ないとのことです。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しているとのことです。

取得する農地は確認しているとのことです。

必要な農作業に常時従事すると認められるとのことです。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはないとのことです。

続いて 9 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 7 日、高橋清吉委員と、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、田植え機 1 台、コンバイン 1 台、草刈り機 1 台、車両 1 台を所有しているとのことです。

労働力の確保状況につきましては、本人と父母です。

技術は、本人 1 5 年、父 5 0 年、母 3 0 年の経験があり、問題ないとのことです。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しているとのことです。

取得する農地は確認しているとのことです。

必要な農作業に常時従事すると認められるとのことです。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはとのことです。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。2番案件から9番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって2番案件から9番案件について許可することに決しました。
日程第6 議案第166号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第166号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲 受 人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲 渡 人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇
地 目	畑
地 積	177㎡
契約の種類等	所有権の移転（売買）
転 用 目 的	家庭菜園 通路
備 考	併用地 宅地 219.72㎡
	他3件
	以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1 番案件について、7 番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 議長。

議 長 児玉委員。

児玉匡樹委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 6 日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の 2 名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件でありすでに供されております。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地は隣接する宅地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議 長

次に 2 番案件および 3 番案件について、1 番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 初めに 2 番案件について調査のご報告をいたします。

6 月 1 6 日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の 2 名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施し

ます。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

続いて3番案件について調査のご報告をいたします。

6月16日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地は隣接する宅地を併用地といたします。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議 長

次に4番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

6月18日、わたくしと、紺野正光農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。
併用地は隣接する宅地を併用地といたします。
面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。
単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件から 4 番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって 1 番案件から 4 番案件には「許可相当」と意見決定いたしました。

日程第 7 議案第 167 号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定）について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 167 号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき同法第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件に該当するか意見を求める。

【貸借権の設定】

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）へ貸付

地域計画区域名 ○○
貸付者 氏名 ○○ ○○
住所 白鷹町大字○○○○○○○○

所在地	大字	〇〇〇〇〇〇
地番		〇〇〇〇
地目	田	
面積	2455	m ²
契約の種類	新規	
権利の種類	使用貸借	
広告日(予定)	令和8年8月28日	
契約期間	令和8年8月29日～	令和18年11月30日

地域計画区域名 ○○
借受者 氏名 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○
住所 白鷹町大字○○○○○○

地域計画に位置付けられている者である

所在地	大字	〇〇〇〇〇〇
地番		〇〇〇〇
地目	田	
面積		2455 m ²
契約の種類	新規	
権利の種類	使用貸借	
広告日(予定)	令和8年8月28日	
契約期間	令和8年8月29日～令和18年11月30日	

説明は、以上でございます。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件及び 2 番案件について、「異議なし」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり 1 番案件及び 2 番案件について「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第 8 議案第 168 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、案件ごとに分けて審議いたします

初めに 1 番案件について審議いたします。本来であれば調整委員で指名される高橋委員については一時退席を求めるところですが、本日欠席のためこのまま議事を進めます。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 168 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第 22 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

番号 1

申出人 ○○○○○○○○○○○○○○

○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

地 積 295 m²

申出内容 土地の売却のあつせん

指名した調整委員

高橋 清吉 委員

小関 清喜 推進委員
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1 番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1 番案件については承認することに決しました。
続いて2 番案件について審議いたします。
ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19 条の規定に基づき、8 番 新野清
委員 10 番 村上浩康委員の退室を求めます。

(新野清委員・村上浩康委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。
議案第168 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」

番号2

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 2862 m²
申出内容 土地の売却のあっせん
指名した調整委員
新野 清 委員
村上 浩康 委員
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。２番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって２番案件については承認することに決しました。

ここで、８番 新野清委員 １０番 村上浩康委員の入室を求めます。

(新野清委員・村上浩康委員 入室)

日程第９ 議案第１６９号「地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第１６９号「地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について」白鷹町大字萩野地内の地籍調査の実施に伴い、登記簿上農地であるが現況が非農地と認められる土地について、農地から非農地に地目変更することに同意を求める。

- １．調査区域 白鷹町大字〇〇地内
 - ２．調査年度 令和６年度（現地調査）
 - ３．該当筆数 ５９筆
 - ４．詳細 別紙のとおり
- 説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については提案のとおり、同意することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第37回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦
劳様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第37回白鷹町農業委員
会総会の議事録に署名いたします。

令和8年6月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____